建築士法第22条の3の3の規定による記載事項

	となる建築物の概要 の種類、内容及び方法		設計業務委託指示書、委託設計概要及び 岡山県建築設計業務委託特記仕様書のとおり	
作成す	る設計図書の種類			
設計に	<u></u> 従事する建築士等			
変更前	【氏名】: 【資格】: ()	建築士	【登録番号】
変更後	【氏名】: 【資格】: ()	建築士	【登録番号】
変更前	【氏名】: 【資格】: ()	建築士	【登録番号】
変更後	【氏名】: 【資格】: (建築士	【登録番号】
変更前	(建築設備の設計) 【氏名】: 【資格】: (()	見を聴くる 設備士 建築士	香) 【登録番号】
変更後	(建築設備の設計/ 【氏名】: 【資格】: (()	設備士 建築士	【登録番号】
			又は設備設ま	十一級建築士である場合にはその旨記載
建築士	事務所の名称	変更前変更後		
建築士	事務所の所在地	変更前変更後		
区分(一級、二級、木造)	変更前変更後		建築士事務所 建築士事務所
開設者氏名		変更前		場合は開設者の名称及び代表者氏
		変更後	(法人の	場合は開設者の名称及び代表者氏

⁽注) 契約後において、記載事項に変更が生じる場合には、速やかに報告すること。